

保護者様

組 園児氏名

学校法人あけぼの学園  
あけぼの幼稚園  
園長 新岡一之

## 学校感染症による出席停止用紙

学校保健法第12条の規定により、出席停止をして下さい。

尚、病気が治りましたら、下記の登園許可証明書に医師に記入をしてもらい、園に提出して下さい。

種	○印	感染症名	出席停止の期間の基準
			(ただし、疾病により医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
1		病名 ( )	治癒するまで。
		百日咳	特有の咳が消失するまで又5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。
2		麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発見した後5日を経過し、且つ全身状態が良好になるまで。
		髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで。
		風疹	発疹が消失するまで。
		水疱瘡	全ての発疹が痂皮化するまで。
		咽頭結膜炎	腫瘍症状消退後2日経過まで。
3		結核	伝染の恐れがないと、医師が認めるまで。
		腸管出血性大腸菌感染症	伝染の恐れがないと、医師が認めるまで。
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		マイコプラズマ肺炎	
		溶連菌感染症	
		流行性嘔吐下痢症	
	その他の感染症 ( )		

※学校保健法12条には、「園長は、伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、又、かかるおそれがある園児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

## 登園許可証明書

出席停止期間：令和 年 月 日から 月 日まで

感染する恐れがなくなりましたので、登園しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

保護者様

組 園児氏名

提出日を記入して下さい

学校法人あけぼの学園  
あけぼの幼稚園  
園長 新岡一之

## 記入例

病名に○印を忘れずに

## 学校感染症による出席停止用紙

学校保健法第12条の規定により、出席停止をして下さい。

尚、病気が治りましたら、下記の登園許可証明書に医師に記入をしてもらい、園に提出して下さい。

種	○印	感染病名	出席停止の期間の基準 <small>(ただし、疾病により医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)</small>
1		病名 ( )	治癒するまで。
2		百日咳	特有の咳が消失するまで又5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。
		麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発見した後5日を経過し、且つ全身状態が良好になるまで。
		髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで。
		風疹	発疹が消失するまで。
		水疱瘡	全ての発疹が痂皮化するまで。
3		咽頭結膜炎	腫瘍症状消退後2日経過まで。
		結核	伝染の恐れがないと、医師が認めるまで。
		腸管出血性大腸菌感染症	伝染の恐れがないと、医師が認めるまで。
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		マイコプラズマ肺炎	
		溶連菌感染症	
	流行性嘔吐下痢症		
	その他の感染症 ( )		

※学校保健法12条には、「園長は、伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、又、かかるおそれがある園児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

## 登園許可証明書

※赤枠内は医師に記入して頂いて下さい。

出席停止期間：令和 年 月 日から 月 日まで

感染する恐れがなくなりましたので、登園しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印